

第1回志摩市都市計画マスタープラン等策定委員会 議事録

日時：令和7年12月4日（木）15時30分～17時00分

場所：志摩市役所 401・402 会議室

【出席委員】

國學院大學 観光まちづくり学部 地域マネジメント研究センター 教授	浅野 聡
三重大学大学院 工学研究科 建築学専攻 教授	三宅 諭
志摩市都市計画審議会 会長	東原 達也
福祉法人志摩市社会福祉協議会 会長	前田 正典
志摩市農業委員会 会長	西尾 重昭
伊勢農業協同組合 常務理事	竹内 隆典
鳥羽磯部漁業協同組合 理事	山川 範恭
一般社団法人志摩市観光協会 副会長	磯和 雅志
志摩市商工会 青年部長	上田 圭佑
志摩青年会議所	椿 聡士
一般社団法人三重県建設業協会 志摩支部 支部長	西尾 亮
志摩建設事業協同組合 副理事長	田岡 一馬
三重県建築士会志摩支部 副支部長	濱口 雄
公益社団法人三重県宅地建物取引業協会 伊勢志摩支部 支部幹事	福岡 正治
志摩市自治会連合会	平野 仁巳
三重県 県土整備部 都市政策課 都市計画班 班長	安野 武治
三重県 志摩建設事務所 総務・管理・建築室 建築開発課 課長	鈴木 隆義
志摩市 建設部 部長	西井 清弘
一般公募	前川 愛美
一般公募	中林 伸子

【傍聴者】

5名

【事務局】

志摩市都市計画課 寺尾課長、逢阪課長補佐兼都市計画係長、里中主査、上村主事
(株)地域計画建築研究所（アルパック） 清水、中井、竹中、城本（記録）

【欠席委員】

三重外湾漁業協同組合 和具事業所 管理課長	竹内 保徳
環境省 中部地方環境事務所 伊勢志摩国立公園管理事務所 所長	柘植 規江

【配布資料】

- ・事項書
- ・資料 1、「都市計画マスタープラン改定・立地適正化計画策定に向けて」
- ・資料 2 アンケート設計の考え方
- ・資料 3 アンケート調査票
- ・志摩市都市計画マスタープラン等策定委員会設置要綱
- ・志摩市都市計画マスタープラン等策定委員会名簿
- ・資料 1 追加-1・2
- ・席次表

進行役	内 容 (口 述)
1. 開会	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の皆様は、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。ただ今から「第1回志摩市都市計画マスタープラン等策定委員会」を始めます。本日の進行は都市計画課長の寺尾が務めます。本委員会は、志摩市都市計画マスタープラン等策定委員会設置要綱に基づき、都市計画マスタープラン（都市マス）の改定及び志摩市立地適正化計画（立適計画）を策定するにあたり、幅広く意見をお聞きし、多様な観点から調査検討を行うために設置するものです。本市のまちづくりにおける重要な計画である都市計画マスタープラン、立地適正化計画の二つの計画が、よりよいものとなるようご協力をお願いいたします。 ・本委員会の出席者は20名、欠席者は2名であり、委員会設置要綱第6条第2項に規定されている半数以上の出席をいただいているため、本委員会は成立していることを報告いたします。 ・本委員会は、原則公開としている。後方に傍聴席を設けているため、ご了承いただきます。 ・議事録については、会長及び副会長に確認していただいた上で、委員の皆様にご配布させていただくとともに、志摩市のホームページにて公開する予定です。 ・それでは、開催にあたり、志摩市長 橋爪政吉からご挨拶を申し上げます。
2. あいさつ	
市長	<p><市長より、あいさつ。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日は大変お忙しい中、本委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。そして、日頃はそれぞれの立場で志摩市政の様々な場面においてご尽力いただいておりますことをこの場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございます。 ・11月9日に全国豊かな海づくり大会が志摩市でも開催され、皆様のおかげさまをもちまして、大成功の折に終えられましたことをご報告させていただきたいと思っております。ありがとうございます。 ・本日の会議においては、都市計画マスタープランということで前回の策定が平成21年3月ということで16年前の策定でありました。皆様、肌で感じられていると思いますが、16年間で志摩市も様々な部分で様変わりをしており、更に市民の生活、災害に関する考え方も、非常に変化が起こっていると感じております。 ・本日ご参加の皆様におかれましては、それぞれのお立場で、それぞれの目線で忌憚のないご意見をいただき、10年後、20年後の志摩市の未来を考えていただきながら、活発なご議論をいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。 ・最後になりますが、本日ご出席をいただいております全ての委員の皆様のご益々のご活躍を心からご祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。
3. 委員長・副委員長の選任	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に配付した資料の確認をお願いいたします。資料の過不足等あ

	<p>れば、お知らせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日は第1回委員会ということですので、委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。
出席委員	<出席委員より、自己紹介>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事項書の3. 委員長・副委員長の選任ですが、委員会設置要綱第5条第1項により、本委員会に委員長及び副委員長を置くこととしています。また、同第2項及び第4項により、委員長は学識経験を有する者から選任し、副委員長は委員のうちから委員長が指名することとしています。 ・事前に事務局の方で浅野教授、三宅教授にご相談しており、委員長には浅野教授にご就任いただくこと、浅野委員長から副委員長には三宅教授をご指名いただいたこと、お二人ともそれぞれご快諾をいただいていることをご報告させていただきます。 ・ご異議等ございませんでしょうか。
出席委員	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なし。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なしということで、委員長には浅野教授、副委員長には三宅教授にご就任いただくこととなります。 ・それでは、お二人からごあいさつを頂戴したいと思います。
浅野委員長・三宅副委員長	<浅野委員長・三宅副委員長より、あいさつ>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会設置要綱の規定によりここからの進行は、浅野委員長にお任せいたします。よろしくをお願いいたします。
浅野委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは事項書に沿って進めたいと思います。 ・まず議題1「都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定」について事務局より説明をお願いいたします。
4. 議題	
4-1 都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画課の寺尾です。私の方から説明させていただきます。 ・それでは議題1「都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定」について、資料1をご覧ください。最初のページはこの資料の内容の目次になります。今回の議題を示しております。 ・1ページをご覧ください。 ・まず、都市計画マスタープランとは何かということになりますが、都市計画法第18条の2に基づく「都市計画に関する基本的な方針」を定めるものと定義されます。一言で言いますと「まちづくりの設計図」となります。ここで言う注釈にありますように「まちづくり」はソフト事業ではなく、ハード事業を主に指しています。 ・ページ下段に抜粋があります都市計画法第18条の2の第1項を読み上げさせていただきます。「市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。」としています。ここでいう「市町村の都市計画に関する基本的な方針」が都市計画マスタープランということになります。 ・都市計画マスタープランの記載内容になりますが、国土交通省の都

市計画運用指針で示されています一般的な構成は

- まちづくりの理念や都市計画の目標
- 全体構想（土地利用の方針や分野別の方針）
- 地域別構想

となります。

- ・対象期間は、概ね20年とされており、三重県が策定することとなっている都市計画区域マスタープランとの整合を図る必要があることから計画期間は20年とすることが妥当と考えています。
- ・2ページをご覧ください。
- ・現行の志摩市都市計画マスタープランは平成21年3月に策定されましたが、策定から16年が経過し、人口減少・高齢化、観光や地域産業など社会情勢や経済状況の変化に加え、南海トラフ地震による災害リスクの高まりなど志摩市を取り巻く状況が変化していることから、改めて「これからの志摩市のまちのあり方」を描き直す必要があると考え、今回改定を行うこととしました。
- ・現行の都市計画マスタープランの内容につきましては、事前にお配りしているものになりますが、概要に記載のとおり、都市づくりの基本理念を「住んでよし、訪れてよしの志摩市」とし、全体構想編と各町単位とした地域別構想編で構成しています。
- ・3ページをご覧ください。
- ・都市計画マスタープランの対象範囲は、都市計画区域を対象にするものとされていますが、市全体のまちづくりを推進するため現行計画と同様に都市計画区域外も含めた行政区域全体を対象とします。
- ・右の図の赤い部分が都市計画区域内、白い部分は都市計画区域外となります。
- ・4ページをご覧ください。
- ・ここで参考として都市計画区域について説明します。
- ・都市計画区域は、都市計画法第5条により原則三重県が指定することとなっています。都市計画区域では、建物の建て方、土地の使い方などに一定のルールが設けられます。例えば、開発行為や建築行為に許可が必要であったり、様々な建築形態制限を設定しています。
- ・下段の表は、志摩市の都市計画区域の主な特徴となります。
- ・まず、都市計画区域では優先的かつ計画的に市街化を図る市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域があり、その中でも線引きがある場合と線引きがない場合があります。志摩市は線引きがない区域、「非線引き都市計画区域」となります。
- ・建築形態制限は、建物を建てる際には、敷地面積に対して建物の延べ床面積が占める割合、容積率の上限が200%、敷地を真上から見たとき、敷地面積に対して建築面積が占める割合、建ぺい率が60%の場合がほとんどですが、浜島町、志摩町、大王町の一部では建ぺい率が70%、阿児町の一部では容積率が400%、建ぺい率が70%としている区域があります。また、開発行為を行う場合、都市計画区域内での許可基準は3,000㎡、都市計画区域外では10,000㎡となっています。
- ・5ページをご覧ください。
- ・先程ご説明した都市計画区域の線引き、非線引き、用途地域について

て、イラストでイメージしやすいように示したものになります。

- ・左側は、非線引きの都市計画区域を示しています。志摩市は、こちらになります。右側は、都市計画区域内を市街化区域と市街化調整区域に線引きしているイラストです。松阪市や桑名市などは線引きしています。
- ・6ページをご覧ください。
- ・今回、新たに「立地適正化計画」という計画につきまして、策定を行っていきます。
- ・あまり聞きなれない計画だと思しますので、どのような内容の計画かを説明させていただきます。
- ・立地適正化計画とは、都市再生特別措置法に基づくもので「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成に向けた取組を推進するものとされています。
- ・コンパクト・プラス・ネットワークとは、人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要とする考え方となります。
- ・一言で言いますと「人口減少・高齢化が進む中で、暮らしに必要なサービスをどう守るか」を考える計画になります。
- ・具体的には7ページをご覧ください。
- ・立地適正化計画の記載事項について、まず「計画期間」ですが、都市計画マスタープランと同様の20年とします。取組の実施状況について、5年ごとに調査・分析及び評価に努めることとされており、必要がある場合は計画変更（見直し）を行います。
- ・立地適正化計画の区域、範囲ですが、原則、都市計画区域内となっておりますが、都市計画区域外を含めて記載することは可能となっております。
- ・具体的な記載事項ですが、7つございます。
 - ①住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
 - ②居住誘導区域
 - ③都市機能誘導区域及び誘導施設
 - ④誘導施設の立地を図るための事業等
 - ⑤防災指針
 - ⑥②③の施策、④の事業等、⑤に基づく取組の推進に関する事項
 - ⑦その他、立地の適正化を図るために必要な事項が記載事項となっております。
- ・8ページをご覧ください。
- ・あくまでイメージとして見ていただきたいのですが、人口減少や高齢化が進展し、災害リスクが高まっている状況において、立地適正化計画を策定せずそのまま放置した場合と、立地適正化計画を策定し計画に基づく施策を推進した場合とを比較したイラストです。
- ・左側のそのまま放置した場合では、それぞれの課題に対して、対策が計画的に取られず、バスや鉄道の便数減、公共交通空白地や空き家の増加、商業施設や病院の撤退など、拠点エリアの空洞化が進み、市街地の人口密度が低下していく懸念があります。

- ・対して右側の立地適正化計画を策定した場合は、中心拠点、地域拠点を設定し、計画的なサービスの維持を図り、拠点エリアでの都市機能を確保することができるということが期待できます。
- ・9ページをご覧ください。
- ・立地適正化計画を策定することの効果とメリットということになります。
- ・1点目が「目指す「まちの将来像」をより明確に示すことができる」ということがあげられます。先ほど志摩市の都市計画区域の説明の中でも申し上げましたとおり、都市計画区域内でも市街化区域、市街化調整区域の線引きがされていない非線引きであって、また、用途地域の指定もしていないため、開発のコントロールができていない状況にあります。
- ・都市計画マスタープランで土地利用の方向性を示すことになりませんがより具体的に、明確になります。
- ・2点目に「生活サービス（買い物や公共交通等）の維持を支援できる」ことも期待できます。生活サービスの維持を図っていくことが重要な課題の一つではありますが、立地適正化計画を策定していく中で、都市機能誘導区域、居住誘導区域の設定を通じて、公共交通で結ぶことで、暮らしに必要な機能を無理なく維持できるコンパクトなまちづくりを進めることができます。
- ・10ページをご覧ください。
- ・3点目に災害リスクを踏まえ、安全・安心に暮らせる場所へのまちづくりを進めることができます。本市は南海トラフ巨大地震による津波や土砂災害などのリスクが高い地域を多く抱えています。立地適正化計画では、こうしたハザードエリアを踏まえ、より安心な地域での居住を促す方向性を示すことができます。
- ・あわせて、防災機能の強化や避難経路の確保など、災害に強いまちづくりを進めることもできます。
- ・4点目に「行政コストの削減を図ることができる」ということがあげられます。医療・福祉・買い物などの生活サービス機能を拠点に集めることで、施設や道路などの維持管理を効率化することができます。
- ・また、公共交通を活かした移動しやすいまちづくりを進めることで、無駄の少ない行政運営が可能となります。
- ・結果として、限られた財源のなかで、必要な生活サービスを守っていくことが可能となります。
- ・11ページをご覧ください。
- ・5点目に国の各種補助金・交付金を活用することができます。
- ・国は立地適正化計画を策定している自治体に対して、優先的、重点的に支援する仕組みを設けています。
- ・例えば、都市構造再編集中支援事業では、立地適正化計画に基づき、持続可能で強靱な都市構造への再編を図るための事業を国が重点的に支援する事業になっています。
- ・また、立地適正化計画を策定している場合は、関連事業について補助率の嵩上げや優先配分など優遇措置が受けられるものがあります。防災危機管理課の津波避難対策施設整備事業__津波避難タワーに対して、立地適正化計画を策定することを前提として重点配分の

	<p>対象となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に追加でお手元に配布しました資料1をご覧ください。 ・これは、国土交通省が公表している立地適正化計画の作成・検討状況になります。作成、あるいは、作成に向けた取組を935の都市が行っています。 ・赤い枠で囲まれた部分が三重県になります。字が小さくて見づらいかもしれませんが、作成・公表している市町は、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、名張市、亀山市、伊賀市、朝日町で、作成に向けて取り組んでいるところは鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、東員町、多気町、明和町、玉城町となっています。 ・裏面は、三重県内の策定状況を地図で表しています。 ・近隣ですと鳥羽市は、立地適正化計画の作成に令和6年度から取り組んでいまして、令和8年度には公表予定と聞いています。 ・立地適正化計画の作成は、法的に義務付けされているものではないのですが、全国的にも進んでいるということで、その重要性が認知されてきているというふうに感じているところです。 ・資料の説明は以上となりますが、志摩市におきまして、今後のまちづくりを検討する上で都市計画マスタープランを改定し、立地適正化計画でその具体策を計画することが重要と考え、本策定委員会を通じて、市民の皆様のご意見をいただきながら、よりよいものを作っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 ・以上で議題1. 都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定について、の説明になります。
浅野委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局からの説明について、質問等はありませんか。 ・具体的な検討については今後意見をいただければと思います。 ・質問等がないようなので、次に進みます。議題2と3（スケジュール、策定体制）を一括して事務局に説明をお願いします。
4-2 スケジュール、4-3 策定体制	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議題2_スケジュール、議題3_策定体制について、説明します。 ・資料1の12ページをご覧ください。 ・2. 1が全体スケジュールでございます。こちらのスケジュールに基づいて、策定作業を進めてまいります。 ・作業内容を、共通作業、都市計画マスタープラン、立地適正化計画に分けて整理してございます。 ・令和7年度に関しましては、緑色の共通作業の「4 各種会議の運営支援」の欄をご覧くださいますと、12月と3月に計2回の策定委員会を予定しているのがご確認いただけるかと思えます。そのほかにも、令和7年度の大きな作業としまして、後ほど詳細はご説明いたしますが、「5 市民アンケートの実施」のところで、1月に配布・回収、2月に集計・分析を予定しております。 ・これらの作業を行いながら、両計画の課題整理を行い、都市計画マスタープランの「3 基本理念・目標・将来都市構造検討」、立地適正化計画の「2 まちづくり方針の検討」、「3 目指すべき都市の骨格構造の検討」、「9 防災指針の検討」といったところを進めてまいります。 ・13ページをご覧ください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度、9年度のスケジュールでございます。 ・ご覧いただいているとおり、令和8年度には、両計画の中身の部分について、集中的に検討を進めていく年度となります。会議の開催回数に関しましても、想定よりも増やして、より深くご議論いただくという可能性もございますので、何卒ご協力をお願いしたいと思います。 ・このようなスケジュールで検討を行っていき、令和9年度中の策定を目指して各種作業を進めてまいりたいと考えております。 ・14ページをご覧ください。 ・令和7年度、当面のスケジュールを記載してございますのでご確認いただきたいと思います。 ・続きまして、議題3_策定体制のご説明をいたします。 ・15ページでございます。どのような体制で検討を進めていくかを概念的に示した図になっております。 ・右上のオレンジ色の枠で示しております「都市計画マスタープラン等策定委員会」でございますが、本日お集まりいただいております皆様による会議体でございます。この策定委員会に中心となっただいて計画の策定を進めてまいります。左側の青色の枠の上段、「都市計画マスタープラン等策定部会」、その下段、「担当者作業部会」と情報共有・調整を図りながら、住民の皆様の意向を十分に把握し、国や県等の関係機関とも調整を図ったうえで、策定作業を進めてまいります。 ・以上で議題2、議題3のご説明を終わります。
浅野委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局からの説明について質問等はありませんか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・委員が述べた意見は事務局がまとめていくこととなりますが、タイムラグもあるため、各現課の部長級職員と意見交換できる機会を設けていただきたいと思います。 ・できるだけ関係者が同じ場所で議論することが重要であり、そのような機会があれば参加したいと思います。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では全部長が参加する機会は想定していませんが、議題に応じて参加を要請することは検討させていただきます。
浅野委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する委員を募集する機会があるかもしれないので、協力をお願いします。 ・都市計画審議会への報告はいつ頃になる見込みでしょうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の都市計画審議会は1回を想定しており、都市計画マスタープランおよび立地適正化計画の作業状況等を報告する予定です。 ・最終的には都市計画審議会に諮問し、答申を受けることを想定しております。(令和9年度12月又は1月頃予定)
浅野委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画審議会には、適切なタイミングで報告しておく必要があるのではよろしくお願いいたします。 ・県が実施している津波防災地域づくりに関する法律の公表時期はいつ頃になりでしょうか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度中に素案を確定し、令和8年度中に公表する予定ですので、並行して議論できればと考えています。

浅野委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・早めに分かれば情報提供をお願いいたします。 ・他に質問等がなければ次に進ませていただきます。 ・議題 4（当面の作業）について事務局より説明をお願いいたします。
4-4 当面の作業	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・アルパックより、説明させていただきます。 ・16 ページをご覧ください。 ・現在、本市の現況調査を進めているところであり、「人口」「産業」「土地・建物」「都市施設」「都市機能」「防災」「財政」といった項目ごとに整理を進めております。次回の第 2 回委員会では、その結果をご報告させていただく予定です。 ・続いて17 ページをご覧ください。 ・まず冒頭にお断りをさせていただきますが、事前に資料配布をさせていただいた後、浅野先生とお打合せをさせていただきました。そのなかで、「現時点でこれだけのボリュームのアンケート調査を行うのは時期尚早ではないか」「現況調査を行った上で、次年度はじめにその結果を踏まえた課題等を確認するアンケート調査を行ってはどうか」というご指摘をいただきました。 ・先生のご意見を踏まえ、事務局と相談の上、2 段階に分けてアンケート調査を行うことにしましたことをご報告させていただきます。 ・第 1 弾については、本市のまちの方向性や暮らしの実態に対する大きな考え方の部分を抽出した軽量版に再構成したもので考えています。 ・一方、委員の皆様には事前に資料を読み込んでいただいていると思いますので、配布した調査票案についても色々のご意見をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 ・17 ページにお示ししているように、アンケート調査は市全域の 18 歳以上 3,000 人を対象に、地域別や年代別の割合に配慮した層化抽出により行う予定です。 ・郵送配布、郵送回収を基本としながら、Web 回答も可能な形を想定しております。 ・スケジュールは、本日のご意見も踏まえて調査票を確定後、月内で印刷や封入作業等を行い、年明け早々に配布、そこから 2 週間程度の回収期間を設けた後、入力・集計・分析作業を行い、第 2 回委員会ではご報告させていただく予定です。 ・最後に、現行計画の進捗状況調査についてです。 ・現行計画が策定後、どのようなまちづくりの取組が進められてきたかを整理し評価する必要があります。そのため、調査シートを作成し、現在、関係各課に記入をお願いしているところです。その結果を、我々の方で整理・分析を行い、必要に応じて関係各課へのヒアリング等も行っていく予定です。 ・以上が当面の作業状況の説明となります。
浅野委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の作業について説明がありましたが、ご意見等あればお願いいたします。
三宅副委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査で Web を活用する場合、市外の方が回答する、または同一人物が複数回答するリスクがあると思いますが、そのあたり

	についてどのように考えていますか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 原則として市内在住者を対象に配布する想定であり、市外の方が回答する機会はないと考えております。しかし、同一人物による複数回答のリスクについてはご指摘のとおりです。対策としては、IDを付番する方法がありますが、個人の特定につながり、回答者に警戒される可能性があります。今後、どのような方法を取るべきかを検討していきたいと思っております。
三宅副委員長	<ul style="list-style-type: none"> 個人を特定しない形が望ましいですが、回答率の向上を考えるとWeb回答は実施した方が良いと思っております。適切な方法を考えていただければと思います。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 地域別および年代別で課題の捉え方は大きく異なると思っております。20年後を見据えた計画であるため、30代や40代の若年層の意見が十分に把握できるよう留意していただきと思っております。第1弾として意向を把握するのであれば、回答数はもう少し多くても良いのではないのでしょうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとの意見が十分に把握できるよう、人口割合や回答率を考慮し、地域ごとの配分を精査して実施したいと考えます。 年代別についても考慮していますが、10代や20代の回答率が低くなる点は留意が必要であると思っております。
浅野委員長	<ul style="list-style-type: none"> 特定の地域や年齢層に偏らないよう、全地域の声が平均的に届くよう配慮をお願いします。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 若い世代の意見を拾えると良いと思っております。県外に出ている若い世代など、Uターンの可能性がある層の意見も含め、「たまたま志摩市に住んでいる人の意見の集約」にならないよう工夫をお願いします。 また、前回の都市計画マスタープランで実践しようとしていた内容が現在どうなっているのか、進捗状況についても次回以降で示していただきたいと思っております。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の意見は積極的に拾っていきたくて考えています。 また、18ページに示している現行計画の進捗調査結果については、現在関係各課に調査中です。まとめ次第、委員会でご説明させていただきます。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 16年前に策定し、5年ごとの改定を想定していたのであれば、詳しい進捗状況等を示していただきたいと思っております。
委員	<ul style="list-style-type: none"> アンケートでは、現況調査結果を示すことはなく、市民が考えていることを聞くという理解でよいのでしょうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 基本はそのように考えています。 事前に浅野先生とも相談した結果、アンケートは2段階で実施する予定としています。
浅野委員長	<ul style="list-style-type: none"> 最後のアンケートの項目の内容について事務局より説明をお願いします。
4-5 市民アンケート調査について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 多少、説明が前後してしまいましたが、今回は浅野先生のご意見を踏まえて2段階でアンケートを実施したいと考えています。 繰り返しになりますが、第1段階では市民の現状認識等を把握する基礎的で軽めな内容とし、第2段階では基礎調査結果や市の課題認

	識を示した上で、より踏み込んだ意向把握に努めたいと思います。
浅野委員長	・事務局からの説明について質問等はありませんか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・問 14⑤（農地・森林）について、本市では深刻な課題であるため、「荒廃農地」に関する設問を設けていただきたいと思います。 ・問 2⑨（都市づくりへの評価）の「雇用の場の充実度」は、雇用されるだけでなく多様な働き方があるため、「働く場」という表現に変更いただけないでしょうか。 ・問 15などで示す「鵜方駅周辺」の範囲が曖昧だと思います。範囲を明確に示してはいかがでしょうか。
事務局	・いただいた意見を踏まえ、検討いたします。
委員	・問 2における「自然環境の豊かさ」と「自然景観の美しさ」の違いについて、回答者が正しく理解できるか疑問があります。
事務局	・選択肢の表現の重複や分かりにくさについては、今後、精査していきたいと思っています。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの重要性が回答者に伝わるよう、依頼文に目的や計画策定の趣旨を明記していただきたいと思います。 ・今回のアンケート調査は、選挙と同じくらい重要と感じています。市全体にその重要性が伝わるように工夫をお願いします。
事務局	・今回の資料にはありませんが、調査票とは別に依頼文を添付する予定であり、まちづくりに対する懸念や計画策定の趣旨についても記載する予定です。あわせて広報等での周知も検討したいと考えます。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌だけでなく、ケーブルテレビや SNS なども活用して PR すると良いと思います。 ・また、合併後に立神小学校が統合され東海小学校区となっておりますが、現在と過去で認識がずれている方がいる可能性もあります。
事務局	・ご指摘のとおりかと思しますので、区域を示した図を掲載するなど、自身の小学校区が判別できるように工夫するようにいたします。
浅野委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・旧小学校区の扱いについて、事務局に検討をお願いします。 ・今年度のアンケートの実施までは時間が限られており、基礎的な内容であるため、調査票については、私と三宅副委員長、事務局で修正内容を確認して進めるようにしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。
出席委員	・異議なし。
浅野委員長	・議題「その他」について、何かあればお願いします。
5. その他	
事務局	・本日は特にございませぬ。
6. 閉会	
浅野委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の事項は、これにて全て終了しました。 ・スムーズな議事進行にご協力いただき感謝いたします。進行を事務局にお返しします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・浅野委員長、委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。 ・次回については、議題 1「当面の作業」で説明したとおり、令和 8 年 3 月に第 2 回委員会の開催を予定しています。開催通知は開催日の概ね 1 か月前を目途に送付する予定であるため、ご了承の程よろしく願いいたします。

	<p>・以上で、第1回志摩市都市計画マスタープラン等策定委員会を終了 します。本日はありがとうございました。</p>
--	--

以上